

許業第 四六号

町税条例の一部を改正する件

別紙の通り町税条例の一部を改正するものとする。

提案の理由 1. 地方税法の一部改正に伴い、零細納税者の負担を軽減する法律の趣旨に随い条例の一部を

改正して固定資産税の軽減を行いたい

2. 納期前納付の奨励に伴い現実に即するよう納期日の変更をこたう

昭和三十四年七月十八日提出 三朝町長 坂出雅己

昭和三十四年七月十八日議決

東伯郡三朝町議會議長加藤幸太郎



原案可決

町税条例の一部を改正する条例

(昭和二十四年
条例第 号)

町税条例(昭和二十二年)の一部を次のように改正する

第四十条中

「六月一日から」とあるを

「六月十六日から」に改める

「八月一日から」とあるを

「八月十六日から」に改める

「十月一日から」とあるを

「十月十六日から」に改める

「翌年一月一日から」とあるを

「翌年一月十六日から」に改める

第六十三条中

「土地又は家屋にあっては、それより一万円、償却資産にあっては十万円」とあるを

「土地にあっては三万円、家屋にあっては三万円、償却資産にあっては十五万円」に改める

第六十七条中

「五月一日から」とあるを

「五月十六日から」に改める

「七月一日から」とあるを

「七月十六日から」に改める

「十二月一日から」とあるを

「十二月十六日から」に改める

「翌年二月一日から」とあるを

「翌年二月十六日から」に改める

第四百四十八条中

「六月一日から」とあるを

「六月十六日から」に改める

「九月一日から」とあるを

「九月十六日から」に改める

「十一月一日から」とあるを

「十一月十六日から」に改める

「一月一日から」とあるを

「翌年一月十六日から」に改める

附 則

／ この条例は公布の日から施行し 昭和三十四年度から適用する
2. 昭和三十三年度以前に課した又は課すべきであった町税については なる従前の例による

昭和三十四年 月 日公布 三朝町長 坂出雅己